

部品脱落に係る報告制度について

本邦航空運送事業者等が整備点検等において航空機の部品の脱落を確認した場合

- 航空法第134条(報告徴収及び立入検査)に基づく報告制度の一環として、平成21年4月から事業者¹に報告を指示
- 下記²のものを報告
 - 面積が100cm²以上
又は
 - 重量が200g以上(非金属) or 100g以上(金属)
 - 上記にかかわらず下記のもの
 - ・ 長さ100cm以上のラバーシール
 - ・ ライト類の全損

- 以下のものについては、平成26年10月から、航空法第111条の4(安全上の支障を及ぼす事態の報告)の規定による報告制度の一環として位置づけ
 - 面積が1000cm²以上
又は
 - 重量が1kg以上

参照条文

一航空法第134条第1項： 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、(中略)報告を求めることができる。

一航空法第111条の4： 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときは(中略)国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

一航空法施行規則(省令)第221条の2第4号： 前三号に掲げるもののほか、航空機の構造の損傷、非常用の装置の故障、装備品又は部品の誤った取付けその他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態